

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.57

はじめに

本号では、知的財産に関わる様々な話題を取りあげる。すなわち、新型コロナウイルスのワクチンと、それがアフリカの開発途上国にとって何を意味するか、ARIPO の現状と植物品種に関する ARIPO の議定書、モーリシャスの ARIPO 加入、模倣品の取締りにあたる調査官の育成に ARIPO がどのように関与しているか、リビアの知財行政が正常回帰しつつあることを示す微かな兆候及びビスコッチウスキー協会が絡んだ不正競争訴訟で南アフリカの裁判所が示した重要な判決といった話題である。

南アフリカ — 新型コロナによる知的財産権の放棄または一時停止の提案

The Wire 誌の 2020 年 10 月 12 日号に、「新型コロナ危機と WTO : 知的財産権に関するインドと南アフリカの提案が重要な理由 (Covid-19 Crisis and WTO: Why India and South Africa's Proposal on Intellectual Property is Important) と題された興味深い記事が掲載されている。記事の全文は以下のサイトを参照されたい (<https://thewire.in/law/covid-19-crisis-wto-intellectual-property-vaccine-public-health>)。

この記事では、インドと南アフリカが世界貿易機関 (WTO) に対して、新型コロナウイルス感染症の予防と治療に関係する知的財産保護のいくつかの形態を各国が放棄または一時停止することを認めるよう求める提案書を送付したことが話題になっている。この記事では以下のような興味深いポイントがいくつか挙げられている。

- 現在、人間を対象とした臨床試験の段階に入っているワクチンは 44 種類ほどあるが、まだ承認されたワクチンはない。
- ワクチン開発のほとんどは、大手製薬会社の拠点がある先進国で実施されている。
- 先駆けとなるワクチンが将来供給された場合、その供給量の 50%以上を購入するのは、世界人口の 13%を占める富裕な少数の国である。記事は「ワクチン国家主義」という言葉でこうした実情を表現している。
- 大手製薬会社が開発途上国の企業に提供しようと予定しているライセンスに関して、不透明な部分が存在する。大手製薬会社の一部は、採算を度外視した価格で開発途上国にワクチンを提供すると約束しているが、開発途上国の人々の多くは、そのような取り決めは限られた期間しか存続しないのではないかと疑っている。

- メディアで喧伝されている抗ウイルス薬の場合、米国政府が特許権者の生産する薬剤をすべて買い上げた。当該特許権者が権利を取得している国においてジェネリック医薬品を製造することは不可能なようである。
- そのため、開発途上国は、先進国が提供する医薬品にできるだけ依存しない道を模索している。南アフリカが提案した権利の一時停止または放棄の要請は、このような状況に対処すべく案出されたものである。一連の流れはエイズ危機の時とまったく同じようだ、と記事は述べている。エイズ危機の際には、こうした動きが2001年の「TRIPSと公衆衛生に関するドーハ宣言」につながった。
- 多くの国の政府は、これら新薬の開発に伴う金銭的なリスクをあえて冒し、研究開発に資金を提供している。それゆえ、新型コロナウイルスの開発は通常の特許の定型に当てはまらない、と記事は主張する。通常の特許の場合、リスクを冒し、費用を負担し、その対価として独占権を得る資格を有するのは発明家だからである。
- 世界保健機関（WHO）は、「新型コロナウイルス・テクノロジー・アクセス・プール（C-TAP）」を発足させた。これは、パンデミック対策に関係する知的財産（その形態を問わない）を集結させようとするものであるが、この構想への参加は任意であり、今のところ、富裕な国々やそれらの国の製薬会社は参加していない。特定の形態の知的財産権の一時停止または放棄といった強制的な措置が必要だと開発途上国が考えるのは、一つにはそのせいである。

もちろん、いかなるものであれ知的財産権の一時停止または放棄という措置に対しては、反対の声が、特に製薬業界から相当に多く上がることが予想される。この問題がどのような経緯をたどるのか、興味深く見守っていきたい。

ARIPO — **植物品種に関する ARIPO 議定書を批准する動きが拡大**

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）は多くの国（主として英語圏の国々）が参加している組織であり、特許、意匠、商標等いくつかの知的財産権に対して保護を提供している。ARIPOの加入国は以下のとおりである。

ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウィ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

植物品種に関するARIPOの条約が、2015年7月6日付で締結された「植物新品種の保護に関するアルーシャ議定書（Arusha Protocol for the Protection of New Varieties of Plants）」（以下「アルーシャ議定書」）である。最近、ARIPOが発表した声明の言葉を借りれば、アルーシャ議定書の趣旨は、「農業従事者が多種多様な改良品種にアクセスし、経済発展と食料安

全保障という地域目標の達成に寄与できるようにするために、実効性のある広域的な制度を提供すること」である。」

アルーシャ議定書は2015年7月6日に開催された会議において採択され、ARIPO加入国のうちの4か国、すなわちサントメ・プリンシペ、ガンビア、ガーナおよびモザンビークがその場で署名した。これに続いてタンザニアが2015年9月28日に署名を済ませた。

サントメ・プリンシペは最近アルーシャ議定書を批准し、2020年9月29日付で批准書を預託した。同議定書を批准したのはARIPO加入国のうちサントメ・プリンシペが2番目であり、これに先立つ2019年6月7日にルワンダが批准を済ませている。アルーシャ議定書の第40条(3)の規定によれば、同議定書は、4つの締約国が批准書を預託してから12か月後に発効することになっている。

従って、アルーシャ議定書が実際に発効するにはもう少し時間がかかるかもしれない。

モーリシャス — ARIPO に加入

モーリシャスは2020年9月25日、ARIPOを設立するための協定（1976年12月9日付のルサカ協定）への加入書を同国が預託した時点でARIPOに加入し、ARIPOの20番目の加入国となった。

しかし、ARIPOの特許登録制度を設立する協定（ハラレ議定書）や、ARIPOの商標登録制度を設立する協定（バンジュール議定書）に、モーリシャスがまだ署名していないという点に注意することが大切である。モーリシャスの知的財産法である「2019年産業財産法」も、ARIPOの制度を通じて付与された権利を認めていない。それゆえ、モーリシャスで有効な知的財産権を得るための手段としてARIPOへの出願を利用できるという意味でモーリシャスのARIPO加入が現実に効力を発生するのは、まだまだ先のことになる。

モーリシャスは地図上では小さな島国に過ぎないが、アフリカにあっては国情が安定しており、経済的に重要な国であるという点は指摘に値する。それゆえ、同国のARIPO加入は歓迎すべき出来事であり、潜在的な重要性をはらんでいる。

ARIPO — 調査官の育成

2020年10月5日付のARIPOの声明（<https://www.aripo.org/notices/interpol-ip-crime-investigators-college-courses/>）によれば、ARIPOは、国際知的財産犯罪調査官養成学校（International Intellectual Property Crime Investigators College ; IIPCIC）と呼ばれる組織が提供する知的財産犯罪調査の教育課程を支援しているという。

前記の声明によれば、法執行研究に関するIIPCICの教育課程には5科目のオンラインカリキュラムがあり、業種別の法執行コースと呼ばれる科目もあるという。全課程を修了した者にはIIPCICの修了証明書が与えられるが、この証明書は国際刑事警察機構（インターポール）によって保証されることになる。アフリカの法執行官（警察官、税関職員、検察官など）は、この教育課程を無料で受講することができる。

警察官やその他の法執行官（税関職員など）は、模倣品に関わる事件に取り組むことになった時点で、適正なスキルを持っていないことがある。そのため、上記のような取組はきわめて歓迎すべきものである。

リビア — ここ5年間で初の商標公報

リビアの商標局は2020年9月23日に商標公報を発行した。この公報には224件の出願公告が掲載されており、異議申立の期限は2020年12月22日である。公報発行がニュースになる理由は簡単だ。リビア当局が発行した直近の公報は、2015年6月4日付だったからである。

この公報を確認する者は、リビアの政治情勢が惨憺たるものであったこと、当然そのせいで知的財産行政が困難を極めていたことを知るだろう。現地の消息筋は、出願の未処理分を何とか処理したいリビア当局は、2020年内にまた公報を発行するだろうと考えている。我々はこれを明るい展開と見ている。

南アフリカ — スコッチウイスキー協会の勝利

南アフリカで知財裁判について最近言い渡した興味深い判決がある。この判決が示された訴訟とは、Milestone Beverage CC and Others v The Scotch Whisky Association and Others (1037/2019) (2020) ZASCA 105, 18 September 2020 である。

この事案では、スコッチウイスキー協会（SWA）が南アフリカ企業のMilestone Beverageを相手取って訴訟を提起した。スコッチウイスキー協会とは、世界各地で登録出願されるスコッチウイスキーの商標に伴う利益を保護する団体である。

訴状によれば、被告Milestone Beverageは、ウイスキーではなくウォッカをベースにした飲料に関して、いかにもスコッチらしく聞こえる名称（Royal Douglas など）や、タータンチェックを取り入れた画像を使用していた。裁判所が裁くべき争点は、Milestone Beverageが提供している飲料が「当該飲料が有していない一または複数の属性」を有するものとして提供されているか否かである、と同裁判所は述べている。問題の飲料がそのような形で提供されているとすれば、公衆に混同を生じさせる可能性が高いだろう。

Milestone Beverageが販売している製品は実際に人目を欺くものであり、従って消費者に混同を生じさせる恐れがある、と裁判所は結論を下している。当該製品はウイスキーではなく、ス

コットランドとも関係ないからである。このような経緯で、Milestone Beverage は不正競争行為について有罪と認定された。

同裁判所はさらに、Milestone Beverage は酒類に関する南アフリカの法律「酒類産品法」(Liquor Products Act) に違反している、と認定している。同法によれば、「酒類産品の...性状に関して、虚偽の印象または不当な印象を」生じさせる文言を使用することは違法であるとしている。制定法に反する商取引を行うことにより、Milestone Beverage は不正競争行為について自らの罪状をさらに重大なものにしたのである。

以上のような経緯で、裁判所は Milestone Beverage に対し、本件で問題となった製品に類似した外観を備えた製品の販売停止を要求する命令を発行した。裁判所が禁じた外観には、「ウイスキー」(whisky または whiskey)、「スコッチ」(Scotch)、「スコットランド」(Scotland)、「スコティッシュ」(Scottish) 等の誤解を招く文言の使用や、スコットランド原産であることを示唆するような紋章その他の虚偽的表現の使用が含まれている。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 57

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。